

阪南市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

失業率4%台の実現にむけ、本市「就労支援計画」を柱とし、さらなる雇用・就労施策の充実に努めるとともに、大阪府と連携を図りながら雇用確保及び雇用創出の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本市では、現在「阪南市企業誘致促進条例」を制定し、「阪南スカイタウン内特定業用地」への情報産業や研究開発型企业等(成長有望分野等)の誘致を進めています。

このようななか、進出企業に対しては積極的な市民の新規採用を促すとともに、市民を新規常用雇用された企業に雇用奨励金を交付しています。今後も大阪府との連携を強化し、引き続き企業誘致を推進し、さらなる雇用創出に取り組んでいきます。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

市内企業における雇用確保及び雇用の質の向上(正規雇用)については、本市商工会等関係機関と連携を図り、会員事業者等に対し積極的な取り組みを促進していきたいと考えています。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

フリーター・ニートなど若者に対する就労支援については、本市で実施している地域就労支援

事業で対応しており、対応が困難な事例については、泉佐野市の「南大阪若者サポートステーション」に引き継いでいます。

また、昨年8月にはニート等の若者の自立を支援するため、高石市以南の8市4町をはじめとする関係機関において、南大阪若者サポートステーション支援ネットワーク推進会議を形成し有機的連携の構築に努めているところですが、来年度から、南部の拠点として本市において定期的に「南大阪若者サポートステーション」の出張相談事業を実施することにより、相談者一人ひとりの状況に応じた支援を行い、相談者の職業的自立を図っていきたいと考えています。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

雇用・労働環境の向上を図っていくうえで行政の強化は必要であると認識しており、本年度、市民に対して雇用・労働関係部署を明確にするため、「商工観光課」から「商工労働観光課」に課名変更したところです。

今後は、関係各課・機関等との連携強化はもとより産業施策等（企業誘致活動等）との融合を図りながら、雇用・労働行政の強化に努めていきたいと考えています。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市に所在する企業の大部分は中小・零細企業であることから、人的資源への投資は非常に有益なものであると認識しています。今後は商工会等関係機関と連携を図りながら、人的資源に投資する中小企業施策の構築にむけて調査・研究していきたいと考えています。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

現在本市では、地域産業の振興及び地域経済の活性化を目的とし、「阪南スカイタウン内特定業用地」への情報産業や研究開発型企业等（成長有望分野等）の誘致を進めるとともに、商工会等関係機関と連携を図りながら「阪南ブランド創出・育成事業」に取り組んでいます。

今後は、臨空都市圏の立地を活かした産業の育成・振興や創業環境の整備による次世代産業育成を図っていきたいと考えています。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市が真の意味で自立し、市民の皆さんの付託に応え、将来にわたってその責任を全うするため、不退転の決意で行財政構造の改革に取り組んでいるところです。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

具体的な行財政改革の推進にあたっては、平成18年10月に策定した「第2次阪南市財政再建実施計画」に基づき、将来の世代に過度の負担を残さずに市民ニーズに柔軟に対応できる、持続可能な行財政運営システムの構築に取り組んでいるところです。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府の医療体制の確保を図るための計画である「保健医療計画」に基づき、安心して日常生活を過ごすために必要な患者本位の医療サービスの基盤づくりに努めます。

現在、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、高石市以南の病院群が協働連携し活動している「泉州医療圏二次救急医療対策事業」に本市も加盟しており、「病院群輪番制病院運営事業」と「小児救急医療支援事業」に補助金を拠出しています。休日診療としましては、泉佐野・熊取・田尻休日診療所に委託料の予算措置を行っております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

阪南市では、平成15年度から介護給付費等適正化事業を実施し、利用者に対して給付費通知を

送付するとともに、介護サービスについての情報を添付して給付費の適正化に努めております。事業所に対しては、適宜連絡会を開催し最新情報の伝達や情報交換を実施しています。また、利用者の苦情等を未然に防止するため、平成14年度から介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、相談活動を実施しているところです。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

ワンストップサービスの拠点として地域包括支援センターが創設されましたが、本市では直営で事業を適正に実施しております。センターの役割であるネットワークの構築が求められているところですが、現在、地域ケア会議を発足したところです。

また、地域包括支援センター運営協議会には、市民委員として公募の被保険者代表3名に参加していただき、運営協議会において意見をうかがっているところです。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

平成19年2月に行った「団塊の世代意識調査」結果に基づいて地域活動のきっかけづくりとなる講座等を開催するとともに、社会福祉協議会・市民団体等と協働し、情報提供・交換の場づくりを継続的に行ってまいります。

また本市では、生涯学習・スポーツの振興につきましては、「いつでも」「どこでも」「だれでも」をスローガンに努めているところです。生涯学習においては、公民館など活動場所の提供や生涯学習人材バンクの講師紹介、文化活動や歴史に関する情報や資料の提供、青少年交流活動等に取り組んでいます。スポーツに関しては、健康への関心を高め生涯を通して運動に親しみ、運動不足による生活習慣病の予防と健康増進を図るため、総合体育館体育教室を開催し、高齢・退職者の方々にも参加を呼びかけています。また、広く市民のスポーツを振興し、その普及・発展とアマチュア精神の高揚を図り、市民の健康と親睦に寄与することを目的に、総合体育大会や健康マラソン大会を開催するなど、高齢・退職者の生きがいくくりと社会参加を促進する事業を展開しており、今後さらに保健体育事業等の充実を図るよう努めてまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

憲法第25条の理念に基づき最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の能力やその抱える問題等に応じた自立支援に努めています。

就労支援につきましては、公共職業安定所と連携した生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムに加え、就労意欲の醸成を図るため、市独自のプログラムであるキャリアカウンセリング事業を実施し、就労自立支援体制を構築しております。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

大阪府保健所では、エイズ等の感染症の相談やH I V抗体検査を匿名・無料で行っております。また本市においては、市内の小・中学校に出向いて「生命の大切さ」についての健康教育を行っており、中学生に対しては性感染症の基礎知識や予防法等の啓発に努めております。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

子育て施策については、「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画」を基本とし、近年の社会・経済情勢等の変化に伴い多様化する保育ニーズに対して、保育所が子育て支援の重要な役割を担うことから、より効率的かつ効果的に運営するため、「公」「民」の役割分担を明らかにし協力協働していくことで、市民サービスの一層の質の向上を図るための検討を重ねてきたところです。

延長保育については、平成19年度から市内公民6保育所すべてが、朝7時30分から夕方7時まで保育を実施しています。ファミリーサポート事業については、「つどいの広場」と同じNPOに平成18年度から業務委託をし、着実に会員数も伸びています。

子育て支援センターについては、平成20年度から実施主体を民間保育所から公立保育所に変更し、地域や関係機関との連携をより深め事業を展開することとします。

なお、病児保育については、医療機関との連携が不可欠であり、実施は非常に厳しい状況ですが、保育ニーズや近隣市の状況などを調査研究していきます。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよ

う、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

幼稚園教諭及び保育士等の雇用については、定員管理計画及び阪南市立幼稚園の教職員の勤務条件等に関する規則等に基づいて実施しています。また、研修については、年間の研修計画に基づいて実施しているところです。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

本市の学童保育は、すでに市内11小学校すべてで開設しています。留守家庭児童会は、国・府の補助金制度を活用し、空調設備や床面のクッションフロア・絨毯敷きの改修、流し台設置など、すべての施設において整備しています。

また、保護者からの要望に応えるために、午後7時まで開設時間の延長を行うとともに、長期休業中における早朝保育も取り入れるなど、事業の充実を努めているところです。今後も、学童保育の運営上の問題を的確に把握し事業を進めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

全中学校区に設置した地域教育協議会（すこやかネット）については、「心の再生ハートフル事業」（地域主体）や「ボランティア元気アップ事業」等を活用し、ボランティア活動への新たな人材確保も含め、さらに充実した教育コミュニティづくりをめざしてまいります。

また、子どもたちの安全対策につきましては、「子どもの安全見守り隊」「青色防犯パトロール」「子ども110番」等の活動を実施してきたところですが、さらに、昨年度よりスクールガードリーダー事業を活用し、登下校時の子どもの見守りパトロールと見守り活動への支援を実施していただいております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

制度周知につきましては、各中学校進路説明会に相談員や教育委員会指導主事が出向き、相談活動や奨学金について保護者に対して直接説明する機会をもつとともに、「進路選択支援事業」として毎週水曜日と木曜日（第3水曜を除く）13時から17時まで、市役所で専門の相談員による相談業務を実施しております。本相談の案内については、「広報はんなん」や市のホームページに掲載し周知を図っております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市におきましては、市民の皆さんの人権擁護及び自立支援・救済等を総合的に実施するため、人権相談事業を平成14年度から行っており、毎年実績を重ねているところでございます。今後、「人権擁護士制度」の目的及び役割を踏まえ、人権相談・救済システムの整備を図ってまいりたいと考えています。

また、「阪南市人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別をはじめ女性・障害者・在日外国人等の差別などあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現にむけ、差別意識解消のための啓発活動等を推進してまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

平成19年3月に「阪南市男女共同参画プラン」を策定しており、プランに基づいた推進管理を行っているところです。また、審議会や社会的な意思決定への女性参画についても拡大を図ることとしています。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進

を図ること。

(回答)

男女共同参画推進条例については、プランの推進状況を鑑みたうえで調査研究をすることとしています。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

相談窓口については、平成15年度に設置し毎月の広報において周知を図っているところです。また、相談員の適正な配置等については、今後においても現状を見極めつつ検討を行うこととしています。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画」は平成17年度に策定しましたが、平成21年度までの5ヶ年を前期計画とし、平成22年度から26年度までを後期としています。それぞれの期間において計画の進捗状況や社会状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、総合的な子育て支援を推進してまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化防止対策につきましては、大阪府をはじめ市民・企業・NPO・労働組合など各種団体等の協力を得ながら、パネル展示等の啓発活動を機会があるごとに実施しております。今後

も地域の特性に応じた施策を、各種団体の協力を求め推進してまいりたいと考えております。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

都市部における気温の上昇は、地球温暖化とヒートアイランドが原因と考えられております。今後も引き続き大阪府と連携し、計画の推進をしてまいりたいと考えております。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

これまでの取り組みとしては、広報誌掲載・総合学習における出前授業・市民への講座等を行ってまいりました。これらを踏まえ、より実効性のある身近なことからの取り組みについて、今後とも大阪府と連携し、市民にも協力の呼びかけを行いたいと考えております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市ではリサイクルの一層の向上を推進するため、平成17年度より資源ごみの品目別での収集を行い、市民の皆さんに分別・再資源化に取り組んでいただいています。平成18年度の本市のリサイクル率は約14.8%であり、府下平均よりは高くなっています。

また、平成19年度よりその他プラスチック製容器包装の収集回数を月2回から毎週1回に増加するとともに、可燃ごみとしていた古着を資源ごみとして、収集を始めています。本市のごみ収集は、可燃ごみ、粗大ごみ(不燃ごみ含む)、空き缶・空き瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、その他紙製容器包装、段ボール、その他雑紙、古着、紙パック、廃乾電池に分別を行っています。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増

設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るため、大阪府等関係機関と連携し対策を行ってまいります。また、不法投棄を防止するため、広報誌への掲載や必要に応じ看板を設置するなど、防止にむけて啓発を行ってまいりたいと考えております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

今後とも大阪府と連携し、市民にも協力の呼びかけを行いたいと考えております。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市「地域防災計画」につきましては、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、平成17年度にその対策などを定めた見直しを実施するとともに、地震や津波等の被害の軽減や防災意識の向上を図るため「防災マップ」を作成し、平成18年3月に全戸配布を行ったところ です。

災害時用の備蓄については、大阪府の被害想定に基づき食料・生活物資等の備蓄を行うのはもちろんですが、市内の業者の方々などから調達する体制を整えております。

また、災害発生初動期に被害を最小限に食い止めるのに非常に重要な役割を担う自主防災組織の設立や育成に取り組んでおり、その活動の一環といたしまして、消火訓練や避難誘導訓練などを実施しているところです。

今後とも、市民の生命と財産を守るため、本市地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

小中学校施設及び幼稚園施設の耐震化については、「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」及び「耐震化優先度調査」を基に、本市の財政事情等も勘案しつつ早期に実施できるよう努めたい。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

救命救急措置に必要なAEDについては、各庁舎・体育施設・学校教育施設等に順次設置を進めているところです。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

休耕地の活用について、現在大阪府に認定申請をしております「阪南市農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、市街化調整区域内で農業上の利用促進を図る必要がある農地を要活用農地として、意欲のある農業者に集積していきたいと考えております。その他の休耕地につきましては、地域の状況によりまして、レンゲやコスモス等景観形成作物の作付けを農地所有者の了解のもと、農業協同組合と連携しながら考えてまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

商業・業務施設などの新設・増設をはじめとする各種開発事業に際しては、これまで本市開発指導要綱により施設規模や用途等を勘案し、必要な駐車施設等の設置について指導しているところです。また、違法駐車を取り締まり強化について認識いたしておりますので、引き続き、関係機関協議を踏まえ検討してまいりたいと考えています。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

障害者や高齢者をはじめとして誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進するため、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき取り組んでいるところです。本市としましては、平成14年10月に「阪南市交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関（駅舎・バス等）や歩行者空間におけるハード的な対策項目について、関係者の協力のもと整備実施にむけて取り組むとともに、バリアフリー化のためのソフト的な対策項目について進めているところでございます。今後、本市において街づくりなどを計画する時や交通施設を整備する際には、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化について十分配慮し、進めてまいりたいと考えています。

しかし、施設整備の責務は各管理者や事業者にありますことと、非常に厳しい本市の財政事情をご考慮いただき、本市による財政的補助・支援については、難しい状況にあることを何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

過度な自家用車の利用を低減し、健康的で環境にやさしいという観点から自転車は本市において有効的な交通手段でございます。今後のまちづくりを計画していくなかでは、自転車交通を市域の交通体系のなかに明確に位置付けてまいりたいと考えております。

一方、自転車利用に際しては、安全かつ適正な利用の促進もあわせて利用者へ働きかけていく必要があることは認識しているところでございますが、本市域の道路幅員など状況を考えますと、自転車専用レーンなど安全に走行できる空間の確保が困難なところであり、車の安全走行とあわせて自転車走行の環境整備をしていくことや駅周辺の駐輪場の整備・歩道の確保などに努めてまいります。

歩車分離信号機は、現在市内に1ヶ所設置されていますが、歩行者等の交通事故防止を図るためにはその拡充が望まれるところであり、地元所轄警察署を通じ要望ならびに協議に努めてまいりたいと考えております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドの施策については、TDMの一環として交通混雑の緩和を図るだけでなく、地球環境への負荷の低減により環境にやさしいまちづくりを進めていく施策としても効果を期待するところですので、本市としましても、府や公共交通事業者と連携し、取り組み強化を推進してまいります。

また、過度な自家用車の利用を低減し健康的で環境にやさしい生活を送るためには、自転車は有効的な交通手段です。レンタサイクルを含め市域での自転車利用について考えてまいります。

11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター（互助会）の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

（回答）

本市における中小企業の役割は非常に大きく、そこで働く勤労者の福利厚生向上を図っていくことは重要課題であると考えており、本市では中小企業退職金共済制度への加入促進補助事業を実施し、中小企業勤労者の福利厚生に努めているところです。このようななか、今回ご要望のありました中小企業勤労者福祉サービスセンター（互助会）の設置については、その必要性を十分認識しているところですが、本市の財政状況を勘案すると単独での設置は困難であると考えています。今後は、先進地での状況を見極めながら、関係機関と連携し、どのような手法が可能・有効なのか調査・研究していきたいと考えています。